

## 選 考 の 基 準

次の事項を選考の基準とし、総合的に審査します。

- デザイン性に優れていること
- まちなみや周辺の景観と調和がとれていること
- 安全で快適な建築空間を創出していること
- 環境負荷の低減に配慮していること
- 防災への配慮がなされていること
- 施工上優れていること
- その他、独自の取組や提案がなされていること

※建築基準法等の諸法令に適合しており、かつ近隣等との紛争が生じていないこと等も含む。

## 第29回千葉県建築文化賞検討会議

【敬称略 委員は五十音順】

- |                      |                           |
|----------------------|---------------------------|
| 委員 長 北原 理雄：千葉大学名誉教授  | 委 員 岡部 明子：東京大学大学院教授       |
| 副委員長 岩村 和夫：京都市大学名誉教授 | 委 員 加藤 未佳：日本大学准教授         |
|                      | 委 員 竹江 文章：一般社団法人千葉県建築士会会長 |
|                      | 委 員 藤本 香：建築士、千葉大学特任教授     |

## 千葉県建築文化賞の実績(応募総数・受賞作品数)一覧

回数	年度	応募総数	建 築 文 化 賞			合計	建築文化奨励賞
			部 門				
1～19回計 (H6～H24)		1,600	景観上優れた建築物の部	46	96	58	
			ユニバーサルデザインに配慮した建築物の部	26			
			環境に配慮した建築物の部	24			
20	H25	68	一般建築物の部	4	6	2	
住宅の部	2						
1～20回計		1,668			102	60	

  

回数	年度	応募総数		部 門	建 築 文 化 賞			
		部門別内訳			最優秀賞	優秀賞	入賞	合計
21	H26	52	32	一般建築物の部	1	2	3	6
			20	住宅の部	0	1	2	3
22	H27	54	33	一般建築物の部	1	3	2	6
			21	住宅の部	1	1	0	2
23	H28	98	52	一般建築物の部	0	3	2	5
			46	住宅の部	0	3	1	4
24	H29	81	56	一般建築物の部	1	3	2	6
			25	住宅の部	0	2	1	3
25	H30	75	37	一般建築物の部	0	2	3	5
			38	住宅の部	1	2	1	4
26	R1	67	37	一般建築物の部	1	2	3	6
			30	住宅の部	1	1	1	3
27	R2	59	45	一般建築物の部	1	5	2	8
			14	住宅の部	0	0	1	1
28	R3	53	27	一般建築物の部	1	2	1	4
			26	住宅の部	1	2	1	4
29	R4	50	25	一般建築物の部	1	1	3	5
			25	住宅の部	1	2	1	4
21～29回計		589			12	37	30	79

※1 千葉県建築文化賞は、「景観上優れた建築物の部」及び「高齢者・障害者等に配慮した建築物の部」の2部門への表彰制度として平成6年度に創設。  
 ※2 第3回(平成8年度)に「建築文化奨励賞」を新設。  
 ※3 第5回(平成10年度)に「環境に配慮した建築物の部」部門を新設。  
 ※4 第12回(平成17年度)に「高齢者・障害者等に配慮した建築物の部」から「ユニバーサルデザインに配慮した建築物の部」と部門の名称を改称。  
 ※5 第20回(平成25年度)に「景観上優れた建築物の部」、「ユニバーサルデザインに配慮した建築物の部」及び「環境に配慮した建築物の部」の3部門から「一般建築物の部」及び「住宅の部」の2部門へと部門を再編。  
 ※6 第21回(平成26年度)より「建築文化賞」及び「建築文化奨励賞」から「最優秀賞」、「優秀賞」及び「入賞」と賞の区分を再編。

千葉県建築文化賞は、多くの皆様の協力に支えられ、回を重ねてまいりました。  
 その間、県下の広い地域にわたり、181(奨励賞を含めると241)の建築物が受賞され、  
 それぞれの地域に根付いています。  
 第30回の作品募集は、令和5年夏頃行う予定です。皆様方の御応募をお待ちしております。

千葉県建築文化賞検討会議事務局

